

一般社団法人陽けたら海へ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人陽けたら海へと称する。

(目 的)

第2条 この法人は、多くの人たちが笑顔でいられる社会の実現に貢献することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 各種イベント、セミナー及び講演会等の企画、開催及び運営
2. ボランティアイベントの企画、開催及び運営
3. 手話講座の運営
4. 聴覚障がい者に対するボディーボードスクール等の各種スクールの経営
5. シニアヨガ、親子ヨガ、キッズヨガ、手話ヨガ等の各種ヨガ教室の経営
6. 各種商品の企画、製造及び販売
7. アスリートコンサルティング業務
8. その他この法人の目的を達するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
2. 一般会員 この法人が行うサービスの提供及び利用を主とする個人、法人又は団体
3. 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体
4. 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事の決定により別に定める入会申込書により申込み、理事の決定による承認があったときに会員になる。

(会費)

第7条 正会員及び一般会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

② 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

③ 既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事の決定において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 除名されたとき
3. 第7条の義務を2年以上履行しなかった旨社員総会が認定したとき
4. 死亡し又は解散したとき
5. 総正会員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会

は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。

② 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き 総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を社員総会ごとに提出しなければなら

ない。

(社員総会議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して 10 年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 1 名以上
 2. 監事 2 名以内
- ② 理事の中から 1 名を代表理事とし理事長とする。
- ③ 理事の中から、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名定めることができる。

(選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 理事会を置かない場合には、社員総会の決議により代表理事 1 名を定める。
- 理事会を置く場合には代表理事は理事会において選定する。

第 22 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- ⑤ 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(理事会の設置)

第26条の2 この法人は、理事会を置く。

(構成)

第26条の3 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条の4 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第26条の5 理事会は代表理事が招集する。

(決議)

第26条の6 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う

第5章 基 金

(基金の拠出)

第 27 条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の拠出を求めるものとする。

(基金の募集)

第 28 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 29 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 30 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第 31 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第33条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

令和8年1月5日

上記は当法人の現行定款に相違ない

東京都大田区久が原二丁目25番8号

一般社団法人陽けたら海へ

代表理事 堀由美恵